

# 地方自治 判例情報

要旨：伊東 健次

## 賃料返還等請求住民訴訟 事件

最高裁判所第二小法廷 平成23年  
12月2日判決 平成22年（行ヒ）  
第175号 判例地方自治351  
号37頁、判例タイムズ1364号  
66頁

破棄自判

一審 不明

二審 名古屋高等裁判所 平成22  
年1月21日判決 平成21年（行コ）  
第18号  
行政勝訴

（要旨）

市が、開発計画区域内の自治会との間で、用地を買収するにあたって、緑地として保全する必要性のある土地を代替地として提供し、緑地保全のため、提供した代替地につき年額地代1000万円とする賃貸借契約を締結したことは、開発計画を実現し、代替地を緑地として保全する必要があったこと等からすれば、予算執行の適

性の確保の見地から、賃貸借契約を無効としなければならない瑕疵はなく、したがって、賃貸借契約に基づく市の義務の履行としての賃料支払いには、財務会計法規上の義務に違反する違法な点はないとして、原告らの請求を認容した原審判決を破棄し、原告らの請求を棄却した事例である。

〔関連法規〕

地方自治法2条14項、  
地方財政法4条1項

## 判 決

〔主 文〕

原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。

被告人らの請求をいずれも棄却する。

訴訟の総費用は被告人らの負担とする。

〔理 由〕

上告代理人Kの上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを

除く。）について

- 1 本件は、A県B市（以下「市」という。）の住民である被告ら（以下「原告」という。）が、第1審判決別紙物件目録記載の各土地（以下「本件土地」と総称する。）の賃借人として市が締結した賃貸借契約は、工場用地の開発に協力した住民に対して賃料の名目で協力を支払うことを目的とするものであって違法、無効であるから、上記契約に基づく賃料としての公金の支出も違法であると主張して、市の執行機関である上告人を相手に、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、上記契約に基づく賃料としての公金の支出の差止めを求めるとともに、同項4号に基づき、平成17年から同20年までの間にB市長としてその支出命令をしたAに対して支払済みの賃料相当額計4000万円及びこれに対する遅延損害金の損害賠償請求をすることを求める住民訴訟の事案である。
- 2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。
  - (1) 市内にあるC町（平成15年

12月に合併により市の一部となるまではA県C町。合併以前の同町を以下「旧C町」という。門前(上記合併以前は大字門前)には、明治22年の町村制施行以前から入会

集団である門前区が存在していた。門前区は、同町門前に居住する住民によって構成される団体である門前自治会に10年以上会費を納めた者によって構成される。上告補助参加人は、同町門前所在の宗教法人であるが、その意思決定を担う氏が門前区の構成員と同一であるため、門前区は、その所有する土地について、上告補助参加人を名義人として所有権に係る登記を経由している。

(2) 本件土地及びその東側に隣接する土地には、門前区が明治時代以前から管理してきた野入溜と称される上池、中池及び下池の三つのため池(以下「本件ため池」という。)があり、特徴ある陸生植物種が植生する湿地環境が存在するとともに、農業用水としても利用されてきた。旧C町は、平成11年7月、本件土地(上池の全部

及び中池の一部が所在する。)を含む本件ため池一帯の土地に係る所有権保存登記手続をした。

(3) 株式会社D(以下「D」という。)は、昭和55年頃から本件土地の近傍で工場を稼働させていたが、平成9年頃、当時旧C町長であった甲に対して上記工場の拡張を申し入れ、旧C町は、乙土地開発公社(以下「公社」という。)に対し、Dの工場用地拡張のための開発を目的として、C二期工業団地造成事業(以下「本件開発事業」という。)の実施を依頼した。公社が策定した本件開発事業に係る土地利用計画においては、当初から、本件ため池の一部を埋め立てて工場用地とすることが予定されていた。

(4) 旧C町は、Dから上記申入れを受けた後、本件開発事業の計画区域内にある自治会との間で本件開発事業への協力を得るための交渉を開始した。門前自治会を除く自治会は協力の条件として本件開発事業に同意したが、門前自治会のみは本件開発事業に

反対した上、上記区域内に点在し、門前区が上告補助参加人の名義で所有する約5・7haの土地(以下「本件門前区所有地」という。)の売却も拒否した。しかしながら、

旧C町はその後門前自治会と交渉を続け、遅くとも平成10年12月頃までには、①旧C町が門前区に対しその要求する約10haの本件土地を本件門前区所有地の代替地として提供し、うち約4・3haについては門前区が買い取ることに、②旧C町が門前区ないし門前自治会に対し本件土地の賃料として今年後年1000万円を支払うこと、③水利補償や代替水源の確保を行うこと等を合意した。

公社と門前自治会とは、同月頃、公社が本件ため池の水利利用権の補償金から上記約4・3haの土地に係る売買代金相当額を控除した残額12億1206万2500円を門前自治会に支払う旨の補償契約を締結し、公社は、門前自治会に対し同額を支払った。また、公社と門前区とは、平成11年10月、本件門前区所有地と、本件土地のう

ちこれと同面積の部分とを交換し、本件開発事業の完了時にこれらの引渡しをする旨の交換契約を締結した。さらに、旧C町は、門前自治会に対し、他の自治会に対すると同様の算定基準に基づく協力を支払った。

(5) A県知事は、平成11年6月11日、公社から提出されていた本件開発事業に関する環境影響評価準備書について、本件ため池には極めて重要な湿地環境が存在しているため、これを可能な限り残存させるよう検討する必要がある等の意見を述べた。なお、上記意見は、本件開発事業に係る開発許可の条件となるものではなかった。

甲は、同年9月、公社の理事長として、A県知事との間で自然環境保全協定を締結し、本件開発事業の実施に当たって、自然の改変を最小限にとどめるとともに植生の回復その他適切な措置を講ずること、その措置として公園、緩衝緑地、造成森林及び残存緑地計18・3ha余りを確保すること等を約した。公社は、同年11月11日、

同知事から本件開発事業に係る開発行為の許可を受けたが、本件土地は、本件開発事業に係る土地利用計画において、旧C町が門前区から賃借することを前提に、全て残存緑地に含まれていた。

(6) 公社は、平成12年9月に旧C町から所有権移転登記手続を受けていた本件土地につき、同14年7月2日、上告補助参加人に対する所有権移転登記手続をし、市は、同16年4月1日、賃貸人を門前区

(契約書上の名義人は上告補助参加人) 賃借人を市として本件土地を借り受ける旨の賃貸借契約(以下「本件賃貸借契約」という)を締結した。本件賃貸借契約においては、①市は、本件土地を緑地帯として使用し、その環境保全に努めること、②本件賃貸借契約の

存続期間は平成16年4月1日から6年間とするが、期間満了の目前1か月までに賃貸人から何らの申入れもないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間当該契約を更新したものとみなすこと、

③当該契約の存続期間中でも、賃

貸人から解約の申出があった場合には、市は整地後速やかに解約に応ずるものとする。④賃料は年額1000万円とし当事者間の協議の上で3年ごとに経済状態に応じて変更することができるが、当初の額は下回らないものとする。⑤本件土地は門前野入管理委員会(その実体は門前区ないし門前自治会)の管理によって維持すること等が約定された。

(7) 市は、門前野入管理委員会に対し、本件土地の具体的な環境保全のための管理について指示はしておらず、調査等のための措置を講じていない。なお、公社は、3年に1回程度、本件開発事業による本件ため池の環境への影響について事後調査を行っている。

(8) 甲は、平成17年から同20年までの毎年、市長として、本件賃貸借契約に基づく門前区に対する賃料としての1000万円の支出命令をし、市は、上記期間内に、これに基づいて門前区に対し計4000万円を支払った。

(9) 上告人は、本件開発事業の

結果、本件賃貸借契約に基づく賃料を大きく上回る税収増加が見込まれ住民の雇用機会も増大したところ、本件土地を代替地として提供しない限り本件門前区所有地を取得して本件開発事業を実施することはできず、また、市が本件土地を本件開発事業に係る土地利用計画における残存緑地として管理する必要もあつたから本件賃貸借契約の締結には合理性がある旨を主張している。なお、記録によれば、本件開発事業によって、市の固定資産税収入は年約4500万円、法人住民税収入は年約5億円それぞれ増加したほか、約700人分の雇用が創出されたことがうかがわれる。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断して、本件賃貸借契約が私法上無効であり、これに基づく賃料の支払が違法であることを理由に、その賃料としての公金の支出の差止め及び甲に対する損害賠償の請求を求めらるる被上告人らの請求を認容すべきものとした。

本件開発事業を行うためには本件門前区所有地の買収が不可欠であったこと、本件賃貸借契約が門前区側の要求を受け入れる形で成立した合意を基礎としていること、市がその賃料に見合うだけの自然環境保護のための措置を講じている形跡が認められないことなどに照らせば、本件賃貸借契約は、自然保護を名目としてはいるものの、真実は本件門前区所有地の買収に応じてもらうことにより本件開発事業を実施することのみを目的に締結されたものと解される。門前区ないし門前自治会は、本件ため池の水利権に対する補償金及び本件開発事業に対する協力金の支払を受け、新たな水源の確保も約束された上、本件門前区所有地の買収についても有利な条件で契約に至ることができたのであるから、これに加えて市が本件賃貸借契約の存続する限り賃料を支払い続けることは門前区ないし門前自治会を不当に優遇するものであるのみならず、今後の経済変動の状況によっては本件開発事業による

税収入や雇用の確保も確実であるとはいえない。これらの事情を総合考慮すると、本件賃貸借契約を締結した市の判断には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、本件賃貸借契約は私法上無効である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件において、仮に、本件賃貸借契約を締結した市の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があり、かつ、これを無効としなければ地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるという場合には、本件賃貸借契約は私法上無効になり、上告人は、これに基づく賃料としての公金の支出をしてはならないという財務会計法規上の義務を負うことになるものというべきである(最高裁平成17年(行ヒ)第304号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号1頁参照)。そして、上告人は、本件賃貸借契

約の締結は本件開発事業の実施や本件土地の環境保全のために必要不可欠であったとの趣旨をいうところ、本件開発事業によって得られる税収入や雇用の増加といったいわゆる開発利益を実現したり、本件開発事業によって影響を受ける自然環境を保全したりするため、これらの程度の公費を支出するか、これらの相対立する利益をいかに調整するかといった事柄に関する判断に当たっては、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体(地方自治法1条の2第1項)である市に、政策的ないし技術的な見地からの裁量が認められるものというべきである。したがって、本件賃貸借契約を締結した市の判断については、それがこれらの見地から上記のような事柄に係る諸般の事情を総合的に勘案した裁量権の行使として合理性を有するか否かを検討するのが相当である。

(2) 前記事実関係等によれば、

旧C町が本件開発事業の実施を確保するために本件門前区所有地を任意に取得しようとしたところ、当初これに反対し売却を拒否していた門前区は、その後の交渉の結果、代替地として本件土地を要求したものであり、旧C町がその要求に応じなければ本件開発事業は実施することができない状況にあったものといえるし、旧C町が上記要求に応じ、門前区が本件土地を取得するに至った経緯に照らし、門前区による本件土地の取得に何らかの無効原因が存在したことをうかがわせる事情もない。また、これにより実施が可能となった本件開発事業によって、現に相当程度の税収入の増加と雇用の創出が図られたというのである。

そして、前記事実関係等によれば、本件土地は、本件開発事業に係る土地利用計画において残存緑地として組み込まれていたのであり、公社の理事長としての甲がA県知事との間の自然環境保全協定に基づき本件開発事業の区域内において本件土地を含む緑地を確保

すべき責務を負っていたことをも併せ考慮すれば、本件土地の現状を残存緑地として維持し保全することは、本件開発事業の円滑な継続のために必要であるとともに、本件土地上に存在する特徴ある陸生植物種が植生する湿地環境の保全にも資するものといえることがきる。そうすると、上記のとおり本件土地を代替地として門前区に提供せざるを得なかつた以上、同区の所有に帰した本件土地の現状をできる限り維持し保全するために本件賃貸借契約を締結しその賃料として公費を支出することには、一定の公益性が認められるというべきである。もつとも、本件賃貸借契約は、存続期間を6年間とし、賃借人である市の側から更新をすることができず、存続期間中であっても賃借人から解約の申出ができる内容となっており、本件土地の現状を長期にわたり残存緑地として保全する方策としては万全なものとはいえない難い点があり、また、賃料の減額も制限されるなど、かなり門前区に有利なも

のであった。しかしながら、本件賃貸借契約の締結に際して市がこれらの約定に応じたのは、賃借人の側からの更新の約定を設けることに応じない門前区が自ら契約を更新する動機付けとなるに足りる金額の賃料を支払うことによつて事実上その永続的な更新を確保する趣旨によるものと解され、本件土地の現状の維持及び保全という観点からは現実的でやむを得ないのであつて、改善の策ともいえ、当該契約の目的に照らして不合理であるとはいえない。さらに、その賃料が特に高額であるといった事情があるともいえない。このほか、門前区が本件ため池の管理を明治時代以前から行つてきた経緯に加え、公社が本件開発事業による本件ため池の環境への影響について継続的に事後調査を行つてい

ることを併せ考慮すると、本件賃貸借契約において本件ため池の管理が門前区ないし門前自治会に委ねられている点も特に不自然であるとはいえない。

以上によれば、本件土地の現状

を残存緑地として維持し保全するために門前区との間で本件賃貸借契約を締結した市の判断には、相応の合理性があるといふべきであり、裁量権の範囲著しい逸脱又はその濫用があるといふことはできず、本件賃貸借契約が私法上無効になるものとはいえない。

(3) そして、前記事実関係等に照らせば、門前区ないし門前自治会が本件門前区所有地の存在を奇貨として旧C町ないし市に対し権利の濫用に当たるといふような著しく不当な要求をしたなどの事情があるとはいえず、他に、本件賃貸借契約が違法に締結されたものであるとか、それが著しく合理性を欠くためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在するなどといった、本件賃貸借契約に基づく賃料として公金の支出が違法なものになることをうかがわせる事情（前記第二小法廷判決参照）も存しない。

(4) したがつて、本件賃貸借契約に基づく市の義務の履行として、甲が門前区に対する約定の賃

料としての公金の支出命令をしたこと及び原告が門前区に対する上記賃料としての公金の支出をすることに、財務会計法規上の義務に違反する違法な点はないものといふべきである。

5 以上と異なる見解に基づき、前記事実関係等の下において、被告原告らの請求を認容すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、被告原告らの請求は理由がないから、第一審判決を取り消し、被告原告らの請求を棄却すべきである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 竹内行夫 裁判官 古田佑紀 裁判官 須藤正彦 裁判官 千葉勝美）

## 公金支出差止請求事件

最高裁判所第一小法廷 平成23年12月15日判決 平成22年（行ツ）第300号

一審判決一部破棄自判

一審 大津地方裁判所 平成21年1月22日判決 平成19年（行ウ）第10号 判例地方自治316号20頁 判例時報2051号40頁 判例タイムズ1313号181頁  
二審 大阪高等裁判所 平成22年4月27日判決 平成21年（行コ）第32号 判例地方自治331号53頁

行政勝訴

（要旨）

地方労働委員会等の各委員に月額報酬を支給することを定める条例の規定が違法・無効であるとして、各委員に対する報酬に係る公金の支出差止めを求める住民訴訟につき、原告の請求を認容した一審判決及びこれを是認した原審判決につき、月額報酬制をとつてい

た期間の報酬は既に支給され、条例改正後は、月額報酬制をとることとなっているから月額報酬制に係る公金を支出する蓋然性はなく、公金支出の差止めを求める訴えは不適法とし、また、地方自治法203条の2第2項は、条例により月額支給以外の方法もとり得ることとし、その方法及び金額を含む内容については議会の裁量権に基づく判断に委ねたものと解すべきであるとして、月額報酬制を採りその月額を20万2000円とする旨の規定は、地方自治法203条の2第2項規定の趣旨に照らし特に不合理であるとは認められず、議会の裁量権を逸脱・濫用するものとはいえないことを理由に、条例の規定を違法・無効とすることはできないとして、原告の請求を認容した一審判決を取り消し、条例改正により月額支給とされた行政委員会の委員に対する報酬の支払いの差止めを却下し、その余の行政委員会の委員に対する報酬の支払いの差止めについて請求を棄却した事例である。

【関連法規】 地方自治法203条

の2第2項、同法  
242条の2第1項  
第1号

判決

〔主 文〕

1 原判決中第1審被告敗訴部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。

2 前項の部分につき、A県労働委員会及びA県収用委員会の各委員の月額報酬に係る公金の支出の差止めを求める訴えを却下し、第1審原告のその余の訴えに係る請求を棄却する。

3 本件附帯上告を棄却する。

4 訴訟の総費用は第1審原告の負担とする。

〔理 由〕

第1 事案の概要

本件は、A県の住民である第1

審原告が、A県特別職の給与等に

関する条例（昭和28年A県条例第

10号。平成23年A県条例第17号に

よる改正前のもの。以下「本件条

例」という。）の規定のうちA県

労働委員会、A県収用委員会及び

A県選挙管理委員会の各委員に月

額制の報酬を支給することを定め

る規定が地方自治法（以下「法」

という。）203条の2第2項に

反する違法、無効なものであると

主張して、第1審被告に対し、法

242条の2第1項1号に基づき

上記報酬に係る公金の支出の差止

めを求める事案である。

第2 上告代理人甲の上告理由に

ついて

民事事件について最高裁判所に

上告することが許されるのは、

民法312条1項又は2項所定

の場合に限られるところ、本件上

告理由は、違憲をいうが、その実

質は単なる法令違反を主張するも

のであって、上記各項に規定する

事由のいずれにも該当しない。

第3 附帯上告人の附帯上告理由

について

民事事件について最高裁判所に

上告することが許されるのは、

民法312条1項又は2項所定

の場合に限られるところ、本件附

帯上告理由は、違憲をいうが、そ

の実質は単なる法令違反を主張す

るものであって、上記各項に規定

する事由のいずれにも該当しな

い。

第4 職権による検討

記録によれば、月額報酬制を

採っていた平成23年3月分までの

A県労働委員会及びA県収用委員

会の各委員（会長を含む。以下同

じ。）の報酬は、既に全額が支給

されていることが認められる。さ

らに、本件条例の規定は、平成23

年A県条例第17号により改正さ

れ、上記各委員会に関しては、そ

れぞれ勤務日数1日につき、会長

に各2万7800円それ以外の

委員に各2万4700円の報酬を

支給する月額報酬制を採ることと

され、上記改正条例は平成23年4

月1日から施行されているところ

である。以上によれば、A県が將

来においてA県労働委員会及びA

県収用委員会の各委員について月額報酬に係る公金を支出する蓋然性は存しない。そうすると、上記各委員会については、法242条の2第1項1号に基づく差止めの対象となる行為が相当程度の確実さをもって予測されるとはいえないことが明らかである。

したがって、第1審原告が第1審被告に対しA県労働委員会及びA県収用委員会の各委員の月額報酬に係る公金の支出の差止めを求める訴えは、不適法というべきである。

第5 上告代理人甲の上告受理申立て理由（前記第4の訴えに係る部分を除く。）について

1 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 昭和31年法律第147号による改正（以下「昭和31年改正」という。）前の地方自治法は、普通地方公共団体の議会の議員、委員会の委員等の普通地方公共団体の非常勤の職員に対しては報酬及び費用弁償を支給し（同法203

条1項、2項）、普通地方公共団体の常勤の職員に対しては給料及び旅費を支給し（同法204条1項）、これらの額及び支給方法については条例で定めることとしていた（同法203条3項、204条2項）。

(2) 昭和31年改正において、閣議決定を経て国会に提出された当初の法律案（以下「政府案」という。）は、同改正前の地方自治法203条1項の次に2項として、単に「前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。」との規定を新設するというものであったが、衆議院地方行政委員会における政府案についての審議では、いわゆる行政委員会の委員を念頭において上記規定を設けることに反対する趣旨の質問が複数の議員からされるなどし、上記規定に「但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。」とのただし書を加える修正案が議員により提出された。そして、上記修正を加えた内容で地方自治法の一

部を改正する法律案が可決されて成立した。

(3) 昭和31年改正によって新設された上記修正後の上記規定は、平成20年法律第69号による改正により、法203条の2第2項として規定されることとなった。

(4) 本件条例4条及び別表2は、法203条の2第2項ただし書に基づく特別の定めとして、A県選挙管理委員会の委員長以外の委員（以下「本件委員」という。）の報酬について、月額制を採りその月額を20万2000円とする旨を定めている（以下、この規定を「本件規定」という。なお、平成23年A県条例第17号により、その月額は17万8000円に減額された。）。

(5) A県選挙管理委員会は、4名の委員によって構成され、委員の中から1名が選挙で委員長に選出される。同委員会の業務は、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、県議会の議員及び県知事の選挙の管理（公職選挙法5条）、選挙に関する啓発、周知（同法6条1項）選挙の

効力等に関する異議の申出や審査の申立てに係る業務（同法202条等）、条例の制定又は改廃の請求に係る業務（法74条等）等であり、選挙の管理に係る業務は、選挙人名簿の登録・管理、選挙の告示、開票、当選人の決定等に係る各種事務のほか、選挙運動の規制など広範で多岐にわたっている。また、同委員会は、地方公務員法6条1項に基づき、その職員の任命等を行う権限も有している。

A県選挙管理委員会の委員は、月1回開催される定例会及び臨時に開催される臨時会に出席して、選挙や政治団体等に関連する事項について議決、協議等を行っている。選挙関係の業務や各種団体の総会への出席も、委員の職務である。

本件委員につき、定例会、臨時会、選挙業務及び各種団体行事に係る出席等の日数のうち同一の日にされたものを1日として算定した平成15年度から同20年度までの1人当たりの月間の平均登庁実日数（以下、単に「平均登庁実日数」という。）は、1・89日であり、

これを基にした1日当たりの報酬は、国における非常勤の職員に係る報酬の上限の3・02倍になる。

2 原審は、上記事実関係等の下において、要旨、次のとおり判断して、本件委員の月額報酬に係る公金の支出の差止めを求める第1審原告の請求を認容すべきものとした。

(1) 本件委員の報酬については、その職務の内容・性質、勤務態様、地方の実情等に照らし、法203条の2第2項本文の月額報酬の原則によらずに月額報酬制を採ることを相当とするような特別な事情があるかどうかを検討し、本件規定が同項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっており、そのような状態が相当期間内に是正されていないといえる場合には、本件委員について月額報酬制を定める本件規定は、議会の裁量権の範囲を逸脱するものとして、同項に違反し違法、無効となるべきである。

(2) 本件委員の平均登庁実回数

た1日当たりの報酬は国における非常勤の職員に係る報酬の上限の3・02倍になるというのであり、登庁実日数に係る勤務以外にも実質的に勤務を要することがあり得ることを考慮しても、本件委員につき月額報酬制を採ることを相当とする特別な事情があると認めることは困難であつて、本件委員について月額報酬制を採る本件規定は、法203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっており、そのような状態が平成15年度以降継続し、既に是正のために必要な相当期間が経過していると認めるのが相当であるから、議会の裁量権の範囲を逸脱するものとして、同項に違反し違法、無効というべきである。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 法203条の2第2項ただし書は、普通地方公共団体が条例で月額報酬制以外の報酬制度を定めることができる場合の実体的な

要件について何ら規定していない。また、委員会の委員を含め、職務の性質、内容や勤務態様が多様である普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）に關し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するものといふことができる。このことに加え、前記1(2)の昭和31年改正の経緯も併せ考慮すれば、法203条の2第2項は、普通地方公共団体の委員会の委員等の非常勤職員について、その報酬を原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることによりそれ以外の方法も採り得ることとし、その方法及び金額を含む

内容に關しては、上記のような事柄について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当である。したがって、普通地方公共団体の委員会の委員を含む非常勤職員について月額報酬制その他の月額報酬制以外の報酬制度を採る条例の規定が法203条の2第2項に違反し違法、無効となるか否かについては、上記のような議会の裁量権の性質に鑑みると、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、当該規定の内容が同項の趣旨に照らした合理性の観点から上記裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものであるか否かによって判断すべきものと解するのが相当である。

(2) 本件における上記の諸般の事情のうち、まず、職務の性質、



内容、職責等については、そもそも選挙管理委員会を始め、労働委員会、収用委員会等のいわゆる行政委員会は、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定を行いこれを表示し得る執行機関であり（法138条の3、138条の4、180条の5第1項から3項まで）、その業務に即した公正中立性、専門性等の要請から、普通地方公共団体の長から独立してその事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する立場にあり（法138条の2）、その担任する事務について訴訟が提起された場合には、その長に代わって普通地方公共団体を代表して訴訟追行をする権限も有する（法192条等）など、その事務について最終的な責任を負う立場にある。その委員の資格についても、一定の水準の知識経験や資質等を確保するための法定の基準（法182条1項、土地収用法52条3項等）又は手続（法182条1項、労働組合法19条の12第3項、土地

収用法52条3項等）が定められていることや上記のような職責の重要性に照らせば、その業務に堪え得る一定の水準の適性を備えた人材の一定数の確保が必要であるところ、報酬制度の内容いかによっては、当該普通地方公共団体におけるその確保に相応の困難が生ずるといふ事情があることも否定し難いところである。そして、A県選挙管理委員会の業務も、前記1（5）のとおり、国会及び県議会の議員並びに県知事の選挙の管理という重要な事項に関わるものを中心とする広範で多岐にわたる業務であり、公正中立性に加えて一定の専門性が求められるものといふことができる。また、勤務の態様、負担等については、本件委員の平均登庁実日数は1・89日にとどまるものではないものの、前記1（5）のように広範で多岐にわたる一連の業務について執行権者として決定をするには各般の決裁文書や資料の検討等のため登庁日以外にも相応の実質的な勤務が必要となる上、選

挙期間中における緊急事態への対応に加えて衆議院や県議会の解散等による不定期な選挙への対応も随時必要となるところであり、また、事件の審理や判断及びこれらの準備、検討等に相当の負担を伴う不当労働行為救済命令の申立てや権利取得裁決及び明渡裁決の申立て等を処理する労働委員会や収用委員会等と同様に、選挙管理委員会も選挙の効力に関する異議の申出や審査の申立て等の処理については争訟を裁定する権能を有しており（公職選挙法202条等）、これらの争訟に係る案件についても、登庁日以外にも書類や資料の検討、準備、事務局等との打合せ等のために相応の実質的な勤務が必要となるものといえる。さらに、上記のような業務の専門性に鑑み、その業務に必要な専門知識の習得、情報収集等に努めることも必要となることを併せ考慮すれば、選挙管理委員会の委員の業務については、形式的な登庁日数のみをもって、その勤務の実質が評価し尽くされるものとはいえず、

国における非常勤の職員の報酬との実質的な権衡の評価が可能となるものともいえない。なお、上記の争訟の裁定に係る業務について、一時期は申立て等が少なくとしても恒常的に相当数の申立てを迅速かつ適正に処理できる態勢を整備しておく必要があることも否定し難いところである。

以上の諸般の事情を総合考慮すれば、本件委員について月額報酬制を採りその月額を20万2000円とする旨を定める本件規定は、その内容が法203条の2第2項の趣旨に照らして特に不合理であるとは認められず、県議会の裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものとはいえないから、同項に違反し違法、無効であるというこ

とはできない。

4 これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。

#### 第6 結論

以上説示したところによれば、原判決のうち第1審被告敗訴部分

は破棄を免れず、同部分につき第1審判決を取り消し、本件訴えのうち前記第4の訴えを却下し、第1審原告のその余の訴えに係る請求を棄却すべきであり、本件附帯上告は棄却すべきである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官横田尤孝の補足意見がある。裁判官横田尤孝の補足意見は、次のとおりである。

事案に鑑み、若干の意見を述べ

選挙管理委員会等の行政委員会の委員を含む普通地方公共団体の非常勤職員に対する報酬の在り方は、地方公共団体内部の組織の在り方の一部をなす事項であり、地方公共団体の自治組織権に含まれるものであって、本来的には地方公共団体の自主的な決定によるのが相当な事柄であるといえる。地方自治法（以下「法」という。）の昭和31年改正の趣旨は、このよ

うな事柄の性質も踏まえた上で、非常勤職員の報酬制度について、地方公共団体の非常勤職員には本件のような行政委員会の委員のほか、かに審議会の委員、投票管理者、選挙立会人など様々な者が含まれるという前提の下、その職務内容、勤務実態等について最もよく知り得る立場にありその住民によって民主的に選挙されて当該地方公共団体の意思を決定し得る機関である地方公共団体の議会の政策的な判断に委ねたものと解されるのである。したがって、地方公共団体は、各非常勤職員の勤務日数・時間（登庁日以外の実質的な仕事の負担・対応を含む。）のみならず、職務の性質、権限の性質・内容、職責、選任されることにより受け得る各種の制約、人材を確保するための報酬額の在り方、その他当該地方公共団体の財政規模とその状況等の諸般の事情を総合考慮して、自主的に条例で定めることができるものといふべきである。

このように、法は、いかなる非常勤職員について、その報酬の支給を日額報酬制以外のいかなる方法をもつてするかについて、地方公共団体の議会に裁量権を付与したものと解するのが相当であるが、他方、地方公共団体の議会の裁量権は無限定ではなく、報酬というものの性質や法203条の2第2項ただし書が地方公共団体の議会に裁量権を与えた趣旨等からする合理的限界が存するのは当然のことといふべきである。

この点に関し、原判決は、「今日では、多くの地方公共団体において財政的困難に直面し、首長等が法や条例で規定されている給与の一部カットする非常措置をとったり、職員の給与に減額措置をとるような状況に立ち至っていることは周知の事実である。また、一般にも、より適正、公正、透明で、説明可能な行政運営が強く求められる社会状況になって」といって示しているところ、その状況認識・指摘自体は妥当なものと思われる。また、被上告人の主張によれば、本件の1審判決後少なからざる地方公共団体において行政委員会の委員の月額報酬条例が日額報酬制に改正されているとのことであり、A県においても、同県労働

委員会及び収用委員会の各委員（会長を含む。）について、平成23年4月1日から、それまでの月額報酬制を日額報酬制に変更しているところである。

このような社会状況の変化等にも鑑みると、地方公共団体においては、当該地方公共団体における非常勤職員の報酬制度につき、報酬の水準等を含め、法203条の2第2項の趣旨にのつとつた適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなるよう、前記考慮事情を踏まえながら適切かつ柔軟に対応することが望まれる。

（裁判長裁判官 横田尤孝 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官 金築誠志 裁判官 白木勇）

## 損害賠償請求事件

最高裁判所第二小法廷 平成24年  
4月20日判決 平成21年（行ヒ）  
第235号

一部破棄再戻し、一部上告却下

一審 不明

二審 大阪高等裁判所 平成21年  
3月26日判決 平成20年（行コ）  
第136号  
行政敗訴

（要旨）

市が、要綱のみに基づき、非常勤職員に対し退職慰労金を支給していることが給与条項主義に反するとして損害賠償の義務づけを求めた住民訴訟において、1審で請求認容の判決が出た後、原審において、議会が損害賠償請求を放棄する旨の議決を行ったことを理由に住民の請求を棄却した原審判決に対し、権利放棄は議決がなされた上で、執行行為として長による権利の放棄の意思表示が必要となること、原審は権利放棄の意思表示

の有無について審理判断していない、また、権利の放棄は普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨に照らし不合理であるか否かを諸般の事情を総合的に判断すべきところ、原審は諸般の事情を総合考慮することによる判断枠組みをとることなく権利放棄の議決の存在のみを認定判断するのみであり、原審判断には、審理不尽の結果、法令の解釈適用を誤った違法があるとして、原審判決を破棄し、差し戻した事例である。

【関連法規】

地方自治法204条  
3項、同法204条  
の2、同法242条  
の2第1項4号、同  
法96条1項10号

## 判決

（主 文）

1 原判決中上告人の請求を棄却した部分を破棄する。

2 前項の部分につき、本件を大阪高等裁判所に差し戻す。  
3 上告人のその余の上告を却下する。  
4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

（理 由）

上告代理人甲、乙、同丙の上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 本件は、大阪府大東市（以下「市」という。）の住民である上告人が、市が非常勤職員の退職の際に要綱に基づいて退職慰労金を支給していることは給与条項主義を定めた地方自治法204条の2等の規定に違反し違法であるとして、市の執行機関である被上告人を相手に、同法242条の2第1項4号に基づき、平成19年4月及び同年8月に市が非常勤職員に対して支出した退職慰労金相当額及びその遅延損害金につき、その支出当時における市長であったAに対する損害賠償請求並びに担当職員であったB、C及びD（以下、

これら4名を「Aら」と総称する。）に対する賠償命令をすることを求めるとともに、同項1号に基づき、非常勤職員に対する退職慰労金としての公金の支出の差止めを求め住民訴訟である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 市は、長期勤続又は在職中の功績・功労に報いるため、「大東市非常勤職員の報酬等に関する要綱」（平成11年4月1日大東市要綱第40号。以下「本件要綱」という。）において、退職した非常勤職員に退職慰労金を支給する旨及びその額についての具体的な基準を定めていた。なお、市が平成10年度から同18年度までの間に本件要綱に基づいて非常勤職員に対して支給した退職慰労金の総額は計4342万7777円であった（以下、市の本件要綱に基づく非常勤職員に対する退職慰労金を「本件退職慰労金」という。）。

(2) 市は、平成19年3月31日付で退職する非常勤職員1名に対して、総務部長であったBが支出負

担行為を、人事課長であったCが支出命令をそれぞれ専決によって行った上、同年4月2日付けで本件退職慰労金238万1650円を支給し、同年7月31日付けで退職する非常勤職員1名に対し、人事課長であったDが支出負担行為及び支出命令をそれぞれ専決によって行った上、同年8月1日付けで本件退職慰労金31万2800円を支給した。

(3) 上告人は、平成19年10月23日、本件退職慰労金の支給は条例上の根拠を欠いているから地方自治法204条の2等の規定に違反するなどと主張して、既に支出された本件退職慰労金相当額の返還等を求める住民監査請求をしたが、市監査委員から同年12月11日付けで同監査請求を棄却する旨の通知を受けたため、同月18日に本件訴えを提起した。

(4) 第1審判決は、行政内部の規範にすぎない本件要綱に基づく本件退職慰労金の支給は地方自治法204条3項、204条の2等の定める給与条項主義に違反する

もので違法であり、市は本件退職慰労金支給相当額の損害を被ったとした上、Aは故意又は過失があるから損害賠償責任を負い、B、C及びDは故意又は重大な過失があるから同法243条の2第1項所定の賠償責任を負うとして、上告人の請求を一部認容した。

なお、市は、第1審口頭弁論終結前である平成20年3月31日、本件要綱及びこれに基づく非常勤職員に対する退職慰労金制度を廃止した。

(5) 被上告人が第1審判決を不服として控訴したところ、市議会は、原審口頭弁論終結前である平成20年12月22日、4名の市議会議員から、第1審判決がその成立を認めた本件退職慰労金に係る市のAらに対する損害賠償請求権につき地方自治法96条1項10号の規定に基づいて権利の放棄を行う旨の議案の提出を受け、同日、これを可決する議決をした(以下、これを議決を「本件議決」という)。

3 原審は、上記事実関係等の下において、本件退職慰労金の支

給に係る違法性の有無やAらの故意又は過失の有無などについて判断することなく、要旨、次のおり判断し、市がAらに対して平成19年度に非常勤職員らに支給された本件退職慰労金相当額の損害賠償請求権を取得していたとしても、当該請求権は本件議決によって消滅したとして、Aらに対する損害賠償請求及び賠償命令を求める上告人の請求を棄却すべきものとした。

(1) 地方自治法96条1項10号が権利の放棄を普通地方公共団体の議会の議決事項としたことは、住民の意思をその代表者を通じて直接反映させる趣旨を含むと解されるから、権利の放棄の議決は、その長の執行行為を経ることなく、その効力を生ずるものと解される。

(2) 地方自治法96条1項10号は、法律、政令又は条例に特別の定めがある場合を除いて、広く一般的に普通地方公共団体の権利の放棄について議会の議決によるべきものと定めているところ、退職

慰労金の支給の違法を原因とする損害賠償請求権の放棄について、法律、政令又は条例に何ら特別の定めは存しない。したがって、その放棄の可否は、住民の代表である議会がその発生原因、放棄による影響、効果等を総合考慮して行う合理的判断に委ねられており、本件議決は適法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 地方自治法96条1項10号が普通地方公共団体の議会の議決事項として権利の放棄を規定している趣旨は、その議会による慎重な審議を経ることにより執行機関による専断を排除することにあるものと解される。普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除いては、同法149条6号所定の財産の処分としてその長の担任事務に含まれるとともに、債権者の一方的な行為のみによって債権を消滅させるといふ点において債務の免除の法的性質を有するものと解される。し

たがって、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除き、その議会が債権の放棄の議決をしただけでは放棄の効力は生ぜず、その効力が生ずるには、その長による執行行為としての放棄の意思表示を要するものといふべきである。

なお、普通地方公共団体がその長に対して有する債権について、これを放棄する旨の議会の議決を経て、その長が当該普通地方公共団体を代表してその放棄の意思表示をする場合であっても、議会はその長による放棄の意思表示についても承認しているとみることができ、以上、議会の意思に沿って本人である当該普通地方公共団体にその法律効果が帰属するものといふべきである（最高裁判平成12年（行ヒ）第96号、第97号同16年7月13日第三小法廷判決・民集58巻5号1368頁参照）。

(2) 地方自治法96条1項10号は、普通地方公共団体の議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の

定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」を定め、この「特別の定め」の例としては、普通地方公共団体の長はその債権に係る債務者が無資力又はこれに近い状態等にあるときはその議会の議決を経ることなくその債権の放棄としての債務の免除をすることができ、自治法施行令171条の7の規定等がある。他方、普通地方公共団体の議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合におけるその放棄の実体的要件については、同法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。

したがって、地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為（条例による場合には、その公布）という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委

ねられているものといふべきである。もともと、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められ

るときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。

(3) ア しかるところ、原審は、本件議決に係る権利の放棄に関し、上記(1)のとおりその効力が生ずるのに必要な市長による執行行為としての放棄の意思表示の有無について何ら審理判断していない。

イ また、原審は、本件訴訟の係属中にその請求に係る市のAらに対する損害賠償請求権を放棄する旨の本件議決がされたという事実関係の下において、上記(2)の諸般の事情の総合考慮による判断枠組みを採ることなく、上記諸般の事情のうち、本件議決の存在について認定判断するのみで、本件退職慰労金の支給に係る違法事由の有無及び性格やAらの故意又は過失等の帰責性の有無及び程度を始

め、本件退職慰労金の支給の性質内容原因、経緯及び影響、本件議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、本件訴訟の経緯、事後の状況などの考慮されるべき事情について何ら検討をしていない。したがって、これらの

考慮されるべき事情について審理を尽くすことなく、原審摘示の事情のみを理由に直ちにAらに対する損害賠償請求権の放棄に係る本件議決が適法であるとした原審の判断には、審理不尽の結果、法令

の解釈適用を誤った違法がある。

5 以上のとおり、原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中上告人の請求を棄却した部分は放棄を免れない。そして、市長による放棄の意思表示の有無並びに上記4(2)及び(3)イにおいて説示した考慮されるべき事情について審理を尽くさせるため、上記の部分について本件を原審に差し戻すこととする。

なお、上告人は、原判決のうち

非常勤職員に対する本件退職慰労金の支出の差止めを求める訴えを却下した部分に関する上告については、上告受理申立ての理由を記載した書面を提出しないから、この部分に関する上告は却下することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官千葉勝美の補足意見がある。裁判官千葉勝美の補足意見は、次のとおりである。

私は、地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を普通地方公共団体の議会が放棄する旨の議決がされた場合の裁量権の逸脱・濫用の有無の判断枠組み等について、次の点を補足しておきたい。

1 住民訴訟制度は、普通地方公共団体の財務会計行為の適正さを確保するために住民の関与を認めた制度であるが、地方公共団体の長などの執行機関に対しては、その故意又は過失により行われた違法な財務会計行為と相当因果関

係のある地方公共団体の損害につき、個人責任を負わせることとし、そのことにより財務会計行為の適正さを確保しようとするものである。国家賠償法においては、個人責任を負わせる範囲について、同法第1条2項が公権力の行使に当たたる公務員が故意又は重大な過失のあった場合に限定しているのと比べ、住民訴訟においては、個人責任を負う範囲を狭めてはならず、その点が制度の特質となっている。

ところで、住民訴訟制度が設けられた当時は、財務会計行為及び会計法規は、その適法・違法が容易にかつ明確に判断し得るものであると想定されていたが、その状況は、今日一変しており、地方公共団体の財政規模、行政活動の規模が急速に拡大し、それに伴い、複雑多様な財務会計行為が錯綜し、それを規制する会計法規も多岐にわたり、それらの適法性の判断が容易でない場合も多くなってきた。そのような状況の中で、地方公共団体の長が自己又は職員

のミスや法令解釈の誤りにより結果的に膨大な個人責任を追及されるという結果も多く生じてきており（最近の下級裁判所の裁判例においては、損害賠償請求についての認容額が数千万円に至るものも多く散見され、更には数億円ないし数十億円に及ぶものも見られる。）、また、個人責任を負わせることが、柔軟な職務遂行を萎縮させるといった指摘も見られるところである。地方公共団体の長が、故意等により個人的な利得を得るような犯罪行為ないしそれに類する行為を行った場合の責任追及であれば別であるが、錯綜する事務処理の過程で、一度ミスや法令解釈の誤りがあると、相当因果関係が認められる限り、長の給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償義務を負わせることとしているこの制度の意義についての説明は、通常の個人の責任論の考えからは困難であり、それとは異なる次元のものといわざるを得ない。国家賠償法の考え方に倣えば、長に個人責任を負わせる方法としては、

損害賠償を負う場合やその範囲を限定する方法もあり得るところである。(例えば、損害全額について個人責任を負わせる場合を、故意により個人的な利得を得るために違法な財務会計行為を行った場合や、当該地方公共団体に重大な損害を与えることをおよそ顧慮しないという無視(英米法でいう一種の reckless disregard のようなもの)に基づく行為を行った場合等に限ることとし、それ以外の過失の場合には、裁判所が違法宣言をし、当該地方公共団体において一定の懲戒処分等を行うことを義務付けることで対処する等の方法・仕組みも考えられるところである。)しかし、現行の住民訴訟は、不法行為法の法理を前提にして、違法行為と相当因果関係がある損害の全てを個人に賠償させることにしている。そのことが心理的に大きな威嚇となり、地方公共団体の財務の適正化が図られるという点で成果が上がるのが期待される一方、場合によっては、前記のとおり、個人が処理できる範囲を

超えた過大で過酷な負担を負わせる等の場面が生じているところである。

2 普通地方公共団体の議会が、住民訴訟制度のこのような点を考慮し、事案の内容等を踏まえ、事後に個人責任を追究する方法・限度等について必要な範囲にとどめるため、個人に対して地方公共団体が有する権利(損害賠償請求権等)の放棄等の議決がされることとが近時多く見られるのも、このような住民訴訟がもたらす状況を踏まえた議会なりの対処の仕方なのであろう。そして、このような議決がされるに当たっては、その当否はもちろん、適否の実体的判断についても、法廷意見の述べるとおり、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量に基本的に委ねられているものである。そして、このような議会の議決の裁量権の範囲、適否については、対象となる権利・請求権が住民訴訟の対象となつていて、あるいは、対象と

なる可能性があるという場合と、そうでない場合とで異なることはないというべきである。

しかし、権利の放棄の議決が、主として住民訴訟制度における地方公共団体の財務会計行為の適否等の審査を回避し、制度の機能を否定する目的でされたと認められるような例外的な場合(例えば、長の損害賠償責任を認める裁判所の判断自体が法的に誤りであることを議会として宣言することを議決の理由としたり、そもそも一部の住民が選挙で選ばれた長の個人責任を追究すること自体が不当であるとして議決をしたような場合が考えられる。)には、そのような議会の裁量権の行使は、住民訴訟制度の趣旨を没却するものであり、そのことだけで裁量権の逸脱・濫用となり、放棄等の議決は違法となるものといえよう。

法廷意見は、このような例外的な場合は別にして、一般に権利放棄の議決がされる場合、議会の裁量権行使に際して考慮すべき事情あるいは考慮することができる事

情を示し、議会の裁量権の逸脱・濫用の有無に関しての司法判断の枠組みの全体像を示したものであり、議会としては、基本的にはその裁量事項であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみで処理することなく、その逸脱・濫用とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を十分に踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである。(裁判長裁判官 千葉勝美 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官 須藤正彦)